

令和7年第2回 定例総会議事録

1 日時 令和7年2月19日(水) 15時00分～16時10分

2 開催場所 さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員 (19名)

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、
13番：山本 達也 委員、14番：原嶋 茂夫 委員、15番：藤沼 良典 委員、
16番：穴戸 啓次 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員、
20番：江田 早苗 委員

※欠席 17番：小林 俊之 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笹原 香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和7年第2回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員 20名中、19名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和7年第1回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。2番：石井委員と、3番：田中委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第3号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(1件)～

議長 議案第3号の現況確認について、担当の2番：石井委員ご説明願います。

2番：石井委員 2月4日に申請者立会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで2カ所にわかれています。1カ所目の農地では野菜が栽培されており、東側の一部は植木が伐根された跡があり、今後は柑橘類を植える予定です。2カ所目の農地は小麦が8割程度栽培されており、南側の一部でほうれん草が栽培されています。この農地は適正に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行なう確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第4号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2件）～

議長 議案第4号の1の現況確認について、担当の2番：石井委員ご説明願います。

2番：石井委員 2月4日に申請者立会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は植木畑で、生前はご家族と協力して維持管理していました。従いまして主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第4号の2の現況確認について、担当の18番：島田委員よりご説明願います。

18番：島田委員 2月16日に申請者立会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりで2カ所にわかれています。2カ所とも植木畑で様々な種類の植木が栽培されています。生前はご家族で協力して生産と販売を行っていただきましたので、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第5号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（5件）～

議長 議案第5号の1の現況確認について、担当の18番：島田委員ご説明願います。

18番：島田委員 1月31日に申請者立会いのもと、現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。現地は全面栗畑で、約400本の栗の木が植わっており、中央には柑橘の木が約12

本植わっています。収穫した栗は庭先販売したり収穫体験を実施しています。この農地は適正に管理されており、申請者より終生農地の肥培管理を行うことの確認もとれているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第5号の2の現況確認は私が担当ですので、説明いたします。

10番：石井委員 2月11日に申請者立会いのもと現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりで4カ所にわかれています。植木生産と造園業を営んでおり、全ての畑でハナミズキ、モミジ、コニファー類等の植木が数多く生産されています。剪定はしっかりとされており、現在は大きな樹木を整理し植木の代替えを行っている状況です。樹木伐採後の株がところどころに見受けられたため、引き続き圃場の整理と新しい苗を作付をするよう依頼しました。造園業も営んでいるため畑での作業時間が確保できませんでしたが、現在は造園業を縮小し、畑の作業時間を確保するなどの意欲を感じることが出来ました。また畑の一角を地元の中学校に体験農園として指導する取り組みを行っています。今後も畑の模様替えを進め、申請者からも今後においても終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。それでは、本件について、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第5号の3の現況確認について、担当の2番：石井委員ご説明願います。

2番：石井委員 2月4日に申請者立会いのもと、現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。現地の南側は小麦が栽培されています。北側はこれから春野菜を栽培する予定で耕耘されていました。この農地は適正に肥培管理されており、申請者より今後も終生当該農地の肥培管理を行う確認も取れていますので、証明しても問題はありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第5号の4現況確認について、担当の4番：高橋委員ご説明いたします。

4番：高橋委員 2月13日に申請者立ち会いのもと現地確認に行ないました。場所は案内図のとおりです。農地の南側ではブロッコリー、キャベツ、スナップエンドウが栽培されています。中央北側では春から夏にかけてのキャベツ、ほうれん草、夏果菜等の作付をする予定で、きれいに耕耘されています。販路としては緑化センター、学校給食、庭先で出荷・販売しています。この農地はご家族で協力して耕作されており、適正に肥培管理されていました。申請

者のご家族より今後においても終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に、議案第5号の5の現況確認について担当の6番：海老澤委員ご説明願います。

6番：海老澤委員 2月12日に申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には市場から仕入れた落葉樹等の苗木が多数植わっていました。その他にはソヨゴ、モミジ、柑橘類等を栽培しています。この農地は雑草もなく適切に肥培管理がされており、申請者からも今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第6号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」を議題とします。議案第6号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1件）

議長 議案第6号について、担当の14番：原嶋委員より現況確認及び関係者ヒアリングについてご説明願います。

14番：原嶋委員 2月3日に石井会長、宍戸農地部会長、高橋農地部会長代理、事務局、申請者、所有者立会いのもと、ヒアリングと貸借農地の現地確認を行いました。場所は案内図の通りです。所有者は以前野菜栽培を行なっていましたが、現在は高齢なこともあり、申請者が野菜栽培を行うため都市農地貸借円滑化法を利用して貸借することとなりました。申請者はじゃがいも、ネギを栽培し生産量の概ね半分を学校給食や緑化センターでの直売に出荷していくとのこと。また申請者は今回貸借した農地で年間200日の従事を予定しています。このため所有者は1割である年間20日以上当農地を見回るとともに周辺住民からの苦情等に対応することを確認しました。従いまして今回申請された事業計画は適正であり認定を決定することに問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業計画の決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、事業計画を承認し、決定いたします。次に日程2の協議に入ります。協議1「三鷹市農業振興計画2027（最終案）に対する意見」を議題とします。協議1について事務局説明願います。

事務局 協議1「三鷹市農業振興計画2027（最終案）に対する意見」について説明。

議長 ご質問やご意見等はございませんか。ご意見がなければ、市に対し「意見なし」で回答することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がないようなので、事務局説明のとおり決定いたします。次に協議2「三鷹市農業振興対策審議会委員の推薦」を議題とします。協議2について事務局説明願います。

事務局 協議2「三鷹市農業振興対策審議会委員の推薦」について説明

年度替わりに伴う推薦依頼のため、引き続き、石井会長、宍戸農地部会長、島田農政部会長、石井経営部会長の4人を推薦することについて、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議3「三鷹市畜産振興委員の推薦」を議題とします。協議3について事務局より説明願います。

事務局 協議3「三鷹市畜産振興委員の推薦」について説明

年度替わりに伴う推薦依頼のため、引き続き白鳥委員及び原嶋委員を推薦することについて、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に協議4「生産緑地のあっせん」を議題とします。協議4について事務局説明願います。

事務局 協議4「生産緑地のあっせん」について説明

農業委員会事務局への照会期限 令和7年3月12日（水）

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご意見がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の3番：田中委員ご報告願います。

3番：田中委員 1月24日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地はアパート1棟と駐車場でした。後日再度確認したところ、アパートは解体工事中でした。

議長 報告2の2の現況確認について、担当の1番：峯岸委員ご報告願います。

1番：峯岸委員 1月27日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は間口6m、奥行40mの道路で、整地されて石が敷かれていました。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。

なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告3の現況確認について、担当の2番：石井委員ご報告願います。

2番：石井委員 2月4日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は北野市民農園の跡地で、現在は更地でした。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数1件 1筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次は日程4の部会報告ですが報告はありませんので、日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1について、事務局から説明願います。

事務局 事務報告1「生産緑地地区追加指定に係る農地等の確認状況」について説明

1月総会の協議で、対象地について農地等の確認をお願いした案件です。担当委員の現地調査結果をご報告いただいた上で、農地としての確認に疑義がない場合には3月の総会で審議し、農業委員会として農地としての確認を決定いたします。疑義がある場合は、役員、地区担当委員及び事務局で再度現地調査を行ないます。

議長 事務報告1の説明が終わりました。続いて担当委員から追加指定候補地の現況を報告していただきます。まず、No.1の担当の5番：小林委員ご説明願います。

5番：小林委員 2月7日に所有者立会いのもと現地確認を行いました。現地にはドウダンツツジが25本、ソヨゴが12本、その他低木が12本植えられていました。この時期下草が少ないのはもちろんですが、雑草が繁茂する時期においても手が入っているのを以前より確認しています。現地は適切に管理されていたので、農地とみなして問題ありません。

議長 次に、No.2について、担当の11番：白鳥委員ご説明願います。

11番：白鳥委員 2月3日に所有者立会いのもと現地確認を行いました。現地は一面植木畑で、コニファー類が中心として生産され、エメラルドグリーン約40本、ブドウエンジェル約30本の苗木が植えられていました。空いている部分にはこれから新しい苗木を定植する予定ですので農地とみなして問題ありません。

議長 次に、No.3については私が担当ですので、説明いたします。

10番：石井委員 2月6日に所有者立会いのもと現地確認を行いました。現地は以前より農地としてしっかりと管理されていますので、農地とみなして問題ありません。

議長 次に、No.4について、担当の1番：峯岸委員ご説明願います。

1番：峯岸委員 1月22日に所有者立会いのもと現地確認を行ないました。現地は一部に宅地を建設予定ですが建設場所が不明確でした。それ以外は菜の花、モミジ等が栽培されているので、農地とみなして問題ありません。

議長 次に、No.5について、これも担当の1番：峯岸委員よりご説明願います。

1番：峯岸委員 1月22日に所有者立会いのもと現地確認を行いました。現地は東側にパイプハウスが1棟あり、その西側には白菜、カブ、ネギ、ほうれん草、ブロッコリー、大根、そら豆等が栽培されています。農地の西側にはキウイフルーツ等が植えられています。収穫物は販売しているため、生産緑地として追加しても問題ありません。

議長 次に、No.6について、担当の7番：伊藤委員よりご報告願います。

7番：伊藤委員 2月15日に所有者立会いのもと現地確認を行ないました。現地にはきれいな畑の状態、今後はイチゴのハウスを建設する予定です。

議長 担当委員からの現況確認報告が終わりました。No.4については宅地建設地を都市計画課に確認し、必要があれば再調査とします。次回の総会で、再調査を踏まえ、都市計画課への回答内容を決定します。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。

その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。以上で第2回の定例総会を終了いたします。